

法律名	建設リサイクル法
施行年	平成14年
目的	この法律は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国経済の健全な発展に寄与することを目的としている(第1条)
対象者	建設業を営む者、発注者、国、地方公共団体
規制対象事業規模	法の対象は、解体工事は80m <sup>2</sup> 以上、新築・増築は500m <sup>2</sup> 以上、その他工作物は500万円以上(施行令第2条)
規制内容	<p>建設廃棄物は全産業廃棄物の約2割を占めており、バイオマス事業で原材料となる木材は多量に排出されている。その再資源化は重要であると同時にバイオマス事業の大きなドメインであろう。なお、この法において再資源化とは、資材、原材料、燃料にすること(第2条の定義)をさす。</p> <p>廃棄物となった建設関連の木材は、資源の有効利用とごみ減量化の視点から再資源化が必要であり、また再資源化が経済的にも成り立ちうる「特定建設資材」に指定されている(第2条)。ちなみに、型枠、足場材、残材は一般廃棄物で、家屋解体時の木材は産業廃棄物扱い。</p> <p>また、バイオマス事業の対象となりうる、重機等の廃潤滑油類や軽油類等の使用残差といった廃油は特別管理産業廃棄物(廃棄物処理法第2条、施行令第1条、第2条の4)。</p> <p>建設工事受注者は、特定建設資材を再資源化しなければならない(第16条)とあり、原材料となる木材の発生量は相当量が見込める。ただし、木材については、工事現場から一定の距離以内(主務省令、又は都道府県条例で決められている、50km以内)に処理施設がない場合、または、対象建設工事の現場から再資源化施設までの道路が整備されていない場合で運搬に要する費用の額が再資源化に要する費用の額より低い場合は、再資源化でなく縮減でよい(第17条)とされているので、破碎されて捨てられる木材もある模様。</p> <p>産業廃棄物となった木材を処理する場合は、マニフェストの対象であり、バイオマス事業側が処理・再利用の確認を排出</p>

	<p>側にフィードバックする（廃棄物処理法第 1 条）。</p> <p>解体事業者から木材入手する場合、解体事業については建設業許可か解体工事業登録が必要（第 21 条）なので、許可・登録事業者であることを確認した方が無難。</p>
支援内容	<p>「国及び地方公共団体は、再資源化をするための施設の整備を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と（第 40 条）あり、これを活用して事業活動。</p> <p>また「主務大臣又は都道府県知事は、特定建設資材廃棄物の再資源化の円滑な実施を確保するため、再資源化により得られた建設資材の利用を促進することが特に必要であると認めるときは、主務大臣にあっては関係行政機関の長に対し、都道府県知事にあっては新築工事等に係る対象建設工事の発注者（国を除く）に対し、再資源化により得られた建設資材の利用について必要な協力を要請することができる」とあり（第 41 条）、これを製品のマーケティングに活用できる（例えばパーティクルボードなど）</p> <p>さらに、関連法において、電気事業者や行政が、建設廃材としての木材を再生した製品を使うことを義務づけているので、これも援護材料として活用。</p>
備考	建設廃棄物として出された木材からの製品は、炭、チップ、 RDF、パーティクルボードなど多様。 廃油からはディーゼルオイルなど。
資源分類	建設発生木材
利用技術分類	炭化、機械的加工、高分子成分分離、工業原料化、新材料合成、熱化学的変換、生物化学的変換
ビジネスプロセス	原材料確保、マーケティング、販売
関連法	廃棄物処理法、新エネルギー等の利用に関する特別措置法、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律